

一般社団法人 佐賀県サッカー協会 定款

第1章 総 則

【 名 称 】

第1条 この法人は、一般社団法人佐賀県サッカー協会（英名を Saga Football Association・略称 S. F. A）と称する。

【 事 務 所 】

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置き、従たる事務所を総会の決議を経て必要な地に置くことができる。

【 目 的 】

第3条 この法人は、佐賀県においてサッカーの普及発展、競技力の向上に関する事業等を行うと共に、公益財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって佐賀県民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

【 事 業 】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカーに係る試合の主催及び公式記録の作成等に関する事業
- (2) サッカーの指導者及び審判等の養成に関する事業
- (3) サッカーの技術の指導、調査及び研究に関する事業
- (4) サッカーに係るチーム、選手、監督及び審判の登録に関する事業
- (5) サッカーに係る広報及び普及に関する事業
- (6) サッカーに係る地域間交流に関する事業
- (7) サッカーに係る試合の運営受託に関する事業
- (8) サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関する事業
- (9) サッカー場の拡充及び確保に関する事業
- (10) その他目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

【 種 別 】

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの

【 入 会 】

- 第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。
 - 3 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

【 入会金及び会費 】

- 第7条 この法人の入会金及び会費は、理事会で別途定めるものとする。

【 退 会 】

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【 除 名 】

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、正会員総数の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合においては、総会において決議する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【 会員の資格喪失 】

- 第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合にはその資格を喪失する。
- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 1年以上会費を滞納したとき。

【 抛出金品の不返還 】

- 第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない

第3章 役員

【 種類及び定数 】

第12条 この法人に、次の役員を置く。

理事 25人以上28人以内
監事 2人

- 2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長とする。
- 3 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

【 選任等 】

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議において理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

【 役員の職務 】

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は第5章若しくは第6章の定めにかかわらず、理事会を招集すること。

【 任期 】

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とし、補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期の満了により退任したことにより、第12条に定める定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

【 解 任 】

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、正会員総数の3分の2以上の決議に基づき、当該役員を解任することができる。この場合においては、総会において決議する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

【 報 酬 等 】

第17条 役員に対して報酬を支給できる。

- 2 前項の規定に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第4章 名誉会長及び顧問

【 名誉会長及び顧問 】

第18条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦に基づき総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じる。
- 4 任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

第5章 総 会

【 種 別 】

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

【 構 成 】

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

【 権 能 】

第21条 総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又はこの定款で定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。

【 開 催 】

第22条 通常総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、毎年3月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

【 招 集 】

第23条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

【 議 長 】

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

【 定 足 数 】

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

【 決 議 】

第26条 総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又はこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

【 書面表決等 】

第27条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

【 議 事 録 】

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者の氏名(前条により議決権を行使する場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定められた事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印をしなければならない。

第6章 理 事 会

【 構 成 】

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

【 権 能 】

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

【 種類及び開催 】

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定より、監事から招集の請求があったとき。

【 招 集 】

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、請求のあった日から起算して2週間以内の日を臨時理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の1週間前までに通知しなければならない。

【 議 長 】

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

【 決 議 】

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

【 議 事 録 】

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資 産 及 び 会 計

【 事業計画及び予算 】

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始前までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

【 事業報告及び決算 】

第37条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、事業報告書の附属明細書、公益目的支出計画実施報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表並びに貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、事業報告書、事業報告書の附属明細書、公益目的支出計画実施報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書については、通常総会に提出し、事業報告及び公益目的支出計画実施報告書については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

【 剰余金の処分制限 】

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

【 会計年度 】

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 委員会

【 委員会 】

第40条 この法人は、第4条の事業を遂行するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。
 - (1) 種別委員会 年代別・性別に分け、各種別に応じた所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
 - (2) 専門委員会 サッカーに関する専門技術及び知見を高め、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- 3 各委員会の委員は、各委員会5人以内とし、理事会において選任し、及び解任する。
- 4 種別委員会及び専門委員会の種類及び運営について必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

第9章

定款の変更及び解散

【 定款の変更 】

第41条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経て、変更することができる。

【 解 散 】

第42条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議その他法令で定めた事由により解散する。

【 残余財産の処分 】

第43条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章

公 告 の 方 法

【 公告の方法 】

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により電子公告できない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章

事 務 局

【 設 置 等 】

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

【 備付帳簿及び書類 】

第46条 事務所には、常に次の掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産台帳、負債台帳及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第12章 補 則

【 委 任 】

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長（代表理事）は、今村統嘉とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。